【 38条 実施状況報告書　提出書類チェックシート 】

指定事業者名　　：	
ご担当者／連絡先　：	

※事前確認メール：提出月20日頃までに送付をお願いします。

※提出期限：決算翌月の末日まで(平日)必着　(※土日祝を除く)

■ 事前確認後、下記チェックシートにて確認の上書類と一緒にご提出をお願いします。

	提出書類	チェック欄
①	復興推進事業に関する実施状況報告書　(両面印刷不可)	
②	営業報告書　※確定前の場合は、後日確定版提出	／後日
③	決算資料(貸借対照表・損益計算書)　※チェック欄、該当の番号に✔を記載 ❶ 決算確定済 ⇒ 確定後の決算資料を提出 ❷ 決算確定前 ⇒ 試算表を提出 ❸ 〃 ⇒ 試算表が間に合わない場合　(※❷・❸は、後日確定版を提出)	❶ ❷ ❸
④	給与支給一覧表	
⑤	労働者名簿	
⑥	被災者であることを証する書類 ※東日本大震災以降の新規雇用者のみ　(※震災時の居住場所を証明できるもの) ⇒住民票、戸籍の附票等　(※原本確認後に返却)	
⑦	返信用封筒(返信先記載)　※住民票原本の返却がある場合、レターパック同封 ・長3封筒:94円切手　・角2封筒:140円切手　・レターパック　※いずれか同封	
⑧	委任状(※報告書等を代行する場合)　※申請時等に提出している場合は不要	

■下記の内容に該当しているかご確認しチェックしてください。

	チェック欄
実施場所が、特定復興産業集積区域に該当していること	
事業内容が復興推進計画に位置付けられている業種であること	
特区で認められた実施場所および事業に従事している者であること	
H23年3月11日時点で、特定被災区域内の事業所で勤務していたか、 〃　で居住していた者を雇用している	
提出は、原本1部(1セット)　※一式の控えは各自保管	

※特区の指定および認定を受けたからといって、必ず税制の特例を受けられるものではありません。
各税の部署に手続き後、審査の上、適用が認められたものに限ります。

税制の特例の適用を受けるためには、各税の部署への手続きが別途必要となります。
忘れずにお手続きください。

＜　送　付　先　＞
〒970-8686　福島県いわき市平梅本21番地
いわき市役所　産業振興部　産業創出課　特区担当　宛

※ご注意:R3.10月より、普通郵便の取り扱いが変更となりました。段階的に1日程度繰り下げになります。
余裕をもって、期日の2日前ごろには投函いただきますようお願いいたします。
(なお、レターパック、書留・速達等一部のサービスについては変更はありません。詳しくは、日本郵便のHPをご覧ください。)